**外国人居留地の境界**

1641年から、日本幕府は国を閉鎖し、海外からの影響を排除した。２００年の間、唯一公式の国際貿易できる場所が、長崎であった。「鎖国」と呼ばれるこの自主的な隔離は1858年に安政条約の調印で終わった。五つの条約によって国際外交や対外貿易の門戸を開き、翌年には特定の港を開設し、長崎を含む特定の都市の指定地域に外国人が居住することを許可した。この石の柱は長崎外国人居留地の区画を示すためと、外国人居留地と日本人の町の境界を示すのに使用された。

長崎の外国人居留地は大浦川の河口沿いとその周辺の丘陵地に作られていた。住宅は丘の斜面に建てられ、大使館と商業用建物は港の近くに建てられた。1899年以降、外国人が外国人居留地に住む義務がなくなり、境界を指定する柱の必要もなくなった。古い柱のいくつかは近隣の開発とともにここで収集された。

--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

|  |  |
| --- | --- |
| 採用番号NO： | 023-015 |